

医療費控除申告マニュアル

医療費控除とは？

本人又は本人と生計をひとつにする配偶者やその他の親族が、一定額を越えた医療費（毎年1月1日から12月31日の1年分）を支払った場合、所得税法上の医療費控除が適用され、税金が還付あるいは軽減されます。

申告時期

個人の確定申告期間である毎年2月16日～3月15日に最寄りの税務署に申告して下さい。
給与所得者は1月から申告できます。（電子申告を行うと還付も早くなります。）

提出書類

＜給与所得者の場合＞

源泉徴収票、本マニュアル

＜事業所得者の場合＞

確定申告書、決算書、本マニュアル

控除金額

◎最高限度額200万円◎

一年間に医療費として支払った金額が10万円以上の場合が対象となります。

（但し、その年の所得合計が200万円以下の場合、10万円以下でも対象となることがあります。）

（支払った医療費）－（10万円または所得の5%の内いずれか少ないほうの額）

※保険金等での補填額は除く

平成 ____ 年分

本人氏名		年	月	日生	電話	()
住所					職業	
親族名	氏名	年齢	続柄	生年月日		
				明・大・昭・平	年	月 日
				明・大・昭・平	年	月 日
				明・大・昭・平	年	月 日
				明・大・昭・平	年	月 日
				明・大・昭・平	年	月 日
				明・大・昭・平	年	月 日

この用紙の裏に領収書を添付して下さい。
左端を揃えて、下から順に貼ると、きれいに貼れます。

医療費控除の対象となる医療費

1. 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
2. 治療、療養の為に医薬品購入費
3. 通院・入院の為に通常必要な交通費、及び医師等の送迎の為に交通費
(電車賃、バス代、タクシー代等、タクシー代はなるべく領収書を添付して下さい)
4. 入院の部屋代、食事代等通常必要な費用
5. 治療の為に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、又は柔道整復師による治療を受けるための施術費
6. 保健師、看護師、その他療養上の世話を受けるため特別に依頼した人に支払った費用
(例えば、療養の為に特別に依頼した家政婦等に支払った費用も含まれます)
7. 助産師による分べんの介助料
8. 痔ろう治療の為に漢方薬等の購入費
9. 老人保健施設の利用の為に支払った費用
(支払った内容の明細が記載されている領収書が必要ですので専門家にご相談下さい)
10. 医師により「おむつ使用証明書」が発行された場合のおむつに係る費用
11. その他医師の指示によるもの

医療費控除の対象とならない医療費

1. 容姿を美化し、容ぼうを変えるを目的として支払ったいわゆる整形手術の費用
2. 健康増進や病気予防の為に医薬品の購入費
3. 成人病健診や人間ドックなどの健康診断の費用(ただし、その結果重大な疾病が発見され引き続き治療を受けるときのこの費用は医療費に含まれます)
4. 親族に支払う療養上の世語の費用
5. 寝具類の買用及び医師等に支払った謝礼金
6. 通院に自家用車を使用した場合の駐車場代やガソリン代など
7. 治療を受ける為に直接必要としない近・遠視の為に眼鏡等の購入費
8. 出産の為に実家に里帰りする為に交通費
9. カツラの購入費
10. 治療を目的としたものでも単なる温泉療養に支払った費用
11. その他

医療費Q&A

Q: 病院等で領収書を出してくれない、あるいは紛失した場合は？

A: その場合はマニュアルの内容欄に病院の住所等を詳しく記入してください。

Q: 薬局で購入した薬は医療費として認められますか？

A: もちろん認められます。しかし、この場合、病気治療や療養に必要なものだけですのでマニュアルに病名や薬名を正しく記入してください。予防のためのビタミン剤や健康ドリンク等は認められません。

Q: 還付金はどのように受けとるのでしょうか？

A: 申告時に所得者本人の銀行口座等を申告書に記入すれば銀行振込みをしてくれます。また最寄りの郵便局でも受取れます。時間的には1ヶ月～2ヶ月くらいです。なお、家族名義の口座には振込まれませんのでご注意ください。

Q: 前年分の医療費の領収書が出てきたのですが、医療費控除はできますか？

A: もちろん遡って申告することはできます。給与所得者は、所得税法上5年間遡ることができます。詳しくは、税理士などの専門家若しくは最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。